

被災土地改良区復興支援事業実施要綱

平成23年11月21日付け23農振第1941号

一部改正 平成26年4月1日付け25農振第2291号

東北農政局長
関東農政局長
北陸農政局長

} 宛て

農林水産事務次官

第1 趣旨

東日本大震災により被害を受けた地域の土地改良区では、土地改良区事務所の倒壊、浸水、流失等によって、その機能が損傷を受けていることに加え、農地の塩害、亀裂、液状化や土地改良施設の被災による農業用水の通水不能等によって、農地への作付けが不能となり、組合員からの経常賦課金の徴収が困難となっていることから、その業務運営に支障が生じている。

土地改良区は、営農に不可欠な土地改良施設を管理し、地区内の農業用水の配水調整を行っていることから、被災地の農家の営農再開に向けて、その正常な運営を確保することが必要である。

このため、被災土地改良区復興支援事業（以下「本事業」という。）により、被災した土地改良区の業務運営の維持に必要な資金の借入れに対する利子助成（無利子化）及び業務書類・機器等の復旧に対する支援を講じることによって、被災農家の負担を軽減しつつ、農地や土地改良施設の復旧・復興に併せた土地改良区の業務運営体制の再構築を図り、早期の営農再開と効率的な施設管理を確保する。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第3 事業の内容

本事業は、国からの助成により公募団体が、東日本大震災によって業務運営に支障が生じている土地改良区（土地改良区連合を含む。以下「被災土地改良区」という。）に対して、当該土地改良区が業務運営の維持のために借り入れた資金の償還利息（農村振興局長が別に定める償還利息に限る。）に相当する額（以下「被災土地改良区運営資金借入助成金」という。）及び業務書類・機器等の復旧に要する費用（農村振興局長が別に定める費用に限る。）に相当する額（以下「被災土地改良区復旧支援助成金」という。）を助成するものである。

第4 公募団体の業務等

- 1 公募団体は、次の業務を行うものとする。
 - (1) 被災土地改良区復興計画の審査及び認定
 - (2) 被災土地改良区運営資金借入助成金の交付
 - (3) 被災土地改良区復旧支援助成金の交付
 - (4) その他本事業の実施に必要な業務
- 2 公募団体は、本事業に係る事務を円滑に行うため、本事業の事務の一部を、他の団体に委託できるものとする。なお、他の団体に委託した場合は、速やかに農村振興局長にその旨通知するものとする。

第5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成23年度から平成28年度までの6年間とする。

第6 助成の対象

本事業の助成の対象は、被災土地改良区復興計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた被災土地改良区とする。

第7 被災土地改良区復興計画の審査及び認定

- 1 被災土地改良区は、本事業の適用を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、被災土地改良区復興計画を作成し、公募団体に対し当該計画について、認定の申請を行うものとする。
- 2 公募団体は、1の申請があったときは、関係地方農政局及び関係県の職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において被災土地改良区復興計画の審査を行うものとする。
- 3 公募団体は、審査委員会において、被災土地改良区復興計画を適当と認めたときは、当該計画の認定を行い、申請のあった被災土地改良区に対して認定の通知を行うものとする。
- 4 被災土地改良区は、被災土地改良区復興計画の内容に変更があった場合には、公募団体に当該計画の変更を申請するものとする。
- 5 公募団体は、4の変更申請があった場合には、当該申請を2及び3の手続に準じて取り扱うものとする。

第8 被災土地改良区運営資金借入助成金の交付

- 1 被災土地改良区運営資金借入助成金交付規程

公募団体は、被災土地改良区運営資金借入助成金交付規程を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。

- 2 被災土地改良区運営資金借入助成金の交付額

被災土地改良区運営資金借入助成金の交付額は、第7の3（第7の5により準じて取り扱う場合を含む。）の公募団体の認定を受けた被災土地改良区復興計画に定められた助成予定額を限度とする。

3 被災土地改良区運営資金借入助成金の交付手続

- (1) 被災土地改良区は、第7の3による認定通知があったとき（平成23年度にあっては、第7の1による認定申請を行ったとき）は、当該認定又は申請に係る計画に従って、毎年度、公募団体に対して被災土地改良区運営資金借入助成金の交付の申請を行うものとする。
- (2) 公募団体は(1)の交付の申請があった場合には、被災土地改良区運営資金借入助成金交付規程に基づき、被災土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、被災土地改良区運営資金借入助成金を交付するものとする。

4 被災土地改良区運営資金借入助成金の使途

被災土地改良区は、交付された被災土地改良区運営資金借入助成金の全額を業務運営の維持のために借り入れた資金の償還利息に充てるものとする。

第9 被災土地改良区復旧支援助成金の交付

1 被災土地改良区復旧支援助成金交付規程

公募団体は、被災土地改良区復旧支援助成金交付規程を定め、農村振興局長の承認を受けるものとする。

2 被災土地改良区復旧支援助成金の交付額

被災土地改良区復旧支援助成金の交付額は、第7の3（第7の5により準じて取り扱う場合を含む。）の公募団体の認定を受けた被災土地改良区復興計画に定められた助成予定額を限度とする。

3 被災土地改良区復旧支援助成金の交付手続

- (1) 被災土地改良区は、第7の3による認定通知があったとき（平成23年度にあっては、第7の1による認定申請を行ったとき）は、当該認定又は申請に係る計画に従って、毎年度、公募団体に対して被災土地改良区復旧支援助成金の交付の申請を行うものとする。

- (2) 公募団体は(1)の交付の申請があった場合には、被災土地改良区復旧支援助成金交付規程に基づき、被災土地改良区に対して、当該年度の予算の範囲内で、被災土地改良区復旧支援助成金を交付するものとする。

4 被災土地改良区復旧支援助成金の使途

被災土地改良区は、交付された被災土地改良区復旧支援助成金の全額を業務書類・機器等の復旧に要する費用に充てるものとする。

第10 実績報告

公募団体は、本事業の実施結果について、事業実施年度の翌年度の5月末日までに農村振興局長に報告するものとする。

第11 本事業の推進

公募団体は、本事業の適正かつ円滑な推進を図るため、被災土地改良区に対する指導に努めるものとする。

第12 助成

国は、予算の範囲内において、公募団体に対し、本事業の実施に必要な経費について、農村振興局長が別に定めるところにより助成するものとする。

第13 委任

本事業の実施は、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。